

(平成24年1月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 2 件 |
| 厚生年金関係 | 2 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和51年10月1日から同年11月4日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、昭和51年11月から52年3月までは7万6,000円、同年4月から同年8月までは8万6,000円、同年9月から53年9月までは9万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立期間②に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年9月30日から同年11月4日まで
② 昭和51年11月4日から53年9月まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①については、給与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

申立期間②については、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬月額よりも低く記録されているので、標準報酬月額を適正な記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、昭和51年10月1日から同年11月4日については、

A社の元取締役から提出された源泉徴収簿兼賃金台帳(昭和51年分から53年分)により、申立人は、当該事業所に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記源泉徴収簿兼賃金台帳で確認できる保険料控除額から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に廃業しており、当時の代表者とも連絡がつかないため確認できず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、昭和51年9月30日から同年10月1日までの期間については、上記源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人が同年9月30日付けで当該事業所に入社したことは認められるが、同源泉徴収簿兼賃金台帳によると、当該期間に係る申立人の給与から厚生年金保険料の控除は確認できず、このほかに申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②のうち、昭和51年11月から53年3月までの期間については、上記源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、その主張する標準報酬月額(51年11月から52年3月までは7万6,000円、同年4月から同年8月までは8万6,000円、同年9月から53年3月までは9万8,000円)に見合う厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

申立期間②のうち、昭和53年4月から同年9月までの期間については、上記源泉徴収簿兼賃金台帳には、当該期間における給与支給額、社会保険料控除額等の記載が無いものの、当該事業所の元同僚は、「申立人は、退社するまで、ずっと営業及び写真の集配業務を変わりなく行っていた。」と証言していることから、当該期間において申立人の給与支給額が減額される特段の事情はうかがえない。

また、当該元取締役は、「A社では、昭和55年頃まで、私を含めた従業員に係る厚生年金保険の標準報酬月額について、実際の給与支給額よりも低く届出を行い、さらに、届け出た標準報酬月額に見合う保険料よりも高い保険料を継続的に給与から控除していたようである。」と証言している上、当該元取締役から提出された元同僚に係る源泉徴収簿兼賃金台帳、複数の

元同僚から提出された給与明細書等の資料により、当該期間に被保険者記録が確認できる多数の同僚について、給与から控除された保険料が、オンライン記録の標準報酬月額に見合う保険料よりも高いことが確認でき、当該事業所においては、恒常的にオンライン記録の標準報酬月額に見合う保険料よりも高い額の保険料を給与から控除していた状況がうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間において直前の月（昭和53年3月）と同額の標準報酬月額（9万8,000円）に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことが推認できる。

なお、申立期間②に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上記源泉徴収簿兼賃金台帳等において確認又は推認できる給与支給額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が一致していないものの、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を平成9年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年12月31日から9年1月1日まで

A社を平成8年12月31日に退職したにもかかわらず、厚生年金保険の資格喪失日が同日と記録されている。

給与明細書では、平成8年12月分の厚生年金保険料が控除されているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、申立人が所持する給与明細書、B社から提出された所得税源泉徴収簿等により、申立人は、平成8年12月31日まで当該事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を平成9年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを8年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。